

ご注意事項

ご契約時における注意事項(告知事項)

ご契約時には、告知事項について、事実を正確にお申し出ください。貴社には、告知事項について事実を正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険の告知事項は「契約申込書の記載事項」となります。保険料の算出の基礎となる売上高(消費税込み)、延床面積などの数値(保険料算出の基礎数値)や業務の内容については、誤りがないよう特にご注意ください。また、告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。**
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
 - ・取扱代理店
 - ・最寄りの日本興亜損保【受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]
 - *ご連絡先は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。
- 必ずご相談ください。**
損害賠償請求権者(被害者)からの損害賠償請求に対して、貴社がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に取扱代理店または日本興亜損保までご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されると、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。**
- 事故の解決のために取扱代理店および日本興亜損保が行う手続きおよび援助について**
事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、貴社と損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。**
- 保険料(分割払の場合は第1回保険料)はご契約と同時に払い込みください。保険料をお払い込みいただいた際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付しておりますのでご確認ください。〔初回保険料の口座振替〕をご利用の場合は保険料領収証を交付しておりません。〕。なお、ご契約期間(保険期間)が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ご契約者と記名被保険者が異なる場合、このホームページに記載された内容を必ず記名被保険者にもお読みいただくようお願いいたします。なお、このホームページでは、「貴社」が「記名被保険者」となるものとしてご説明しています。
- このホームページは、「総合賠償責任保険ネクスポート自動追加特約付総合賠償責任保険」の概要をご説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド(ネクスポート約款集)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「重要事項説明書」を必ずご覧ください。
- ご契約手続その他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 保険証券はご契約後にご契約者宛てにお届けします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までご連絡ください。